



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 祥  
代表 者 名 代表 取 締 役 社 長 様 名 俊 裕  
(コード: 8920 東証・名証第一部)  
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 桑添 直哉  
(TEL. 0566-79-3111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 37 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更理由

- (1) 監査体制の強化のため現行定款第 32 条の監査役の員数の上限を変更するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現行定款第 33 条（監査役の選任）および第 34 条（監査役の任期）につきまして補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) 第 32 条 当会社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	(監査役の員数) 第 32 条 当会社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
(監査役の選任) 第 33 条 (条文省略)	(監査役の選任) 第 33 条 (現行どおり)
2. (条文省略) (新 設)	2. (現行どおり) 3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日  
 定款変更の効力発生日 平成27年6月23日

以 上